■修了・卒業の認定とＧＰＡ制度について
（学則・学則施行細則より抜粋）

【学則】
(修了・卒業の認定)
第２２条　学校長は教育課程の定めるところにより、学年ごとに修了すべき授業科目について　試験を行い、合格者に対して当該授業科目の修了を認定する。
ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。
２　学業の評価は、試験の結果と出席状況を合わせて評価する。
その評価はA(９０点～１００点)・B(８０点～８９点)・C(７０点～７９点)
D(６０点～６９点)・F(５９点以下不合格)･E（受験資格喪失）で行い、D以上で合格とする。ただし、学校長が必要と認めた場合には、これら以外の表記で成績を表すことができる。評価方法の詳細については別に定める。
３　実習の成績評価は担任が行う。実習前及び実習後教育、実習施設の評価、実習日誌及び実習後レポートを総合し評価する。
４　定期試験の方法は筆記試験、口頭試験、実技試験、論文あるいはレポートで行う。
５　ＧＰＡ（グレード・ポイント・アベレージ）制度による評価については別に定める。
６　試験の不合格者には、再試験を一度だけ行う。
７　試験に欠席した理由がやむを得ないと認められる者は、追試験を受けることができる。
８　追試験に不合格となった場合は、再試験は行わない。
９　授業科目の出席すべき日数の３分の２以上の出席に達しない者は、その授業科目について試験を受けることができない。
１０　学校長は、本校所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

【学則施行細則】
（GPA（Grade　Point　Average）制度について）
第１３条　**GPA 制度とは**
欧米の大学等で行う一般的な成績評価方法で、学生一人ひとりの履修科目の成績評価をグレート・ポイント（以下「GP」という。）に置きかえた平均を数値により表すものです。
GPA 制度導入の目的
GPA は学生の成績を数値化し、客観的に把握するためのものです。学修成績全体の状況を把握し、学生の学習意欲の向上及び適切な修学指導に役立たせると共に、海外への留学や就職等、国際的な評価に対応させることを目的としています。
GPA の算出方法
GPA を算出する計算式は以下のとおりです。（GPA の算出は、小数点以下第 3 位以下を四捨五入するものとします。）

実点数範囲	100 点～90 点	89 点～80 点	79 点～70 点	69 点～60 点	59 点以下 または不合格	受験資格喪失
成績評価	A	B	C	D	F	E
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0	0.0

【GPA を算出する計算式】

$$\mathrm{GPA}=\frac{\text{（該当授業科目の単位数×各授業科目で得た GP）の合計}\cdots\cdots①}{\text{当該学期に評価を受けた各授業科目の単位数の合計}\ \cdots\cdots②}$$

（計算方法 ）

科目名	単位数	成績		GP
○○概論	2	95 点　(A)	4.0	8
××演習	4	80 点　(B)	3.0	12
△△研究	2	75 点　(C)	2.0	4
□□学	2	93 点　(A)	4.0	8
●●制作	4	76 点　(C)	2.0	8
■■企画	3	63 点　(D)	1.0	3
▲▲演習	1	57 点　(F)	0.0	0
合計	②　18 単位			43

GPA=　43÷18＝2.39

GPA 算出の対象科目

基礎分野、専門基礎分野、専門分野のうちの試験等による成績評価を行う授業科目であって、各学科において卒業要件に算入できる授業科目とします。

ただし、次の各号に該当する授業科目については、GPA の計算から除くものとします。

１　入学前に他の専門学校や大学（短期大学含む。）において履修した授業科目、又は海外の職業学校や大学（短期大学含む。）において履修した授業科目（科目履修生として履修した授業科目を含む。）

２　本校在学中に他の専門学校や大学(短期大学含む。）において履修した授業科目、または海外の職業学校や大学（短期大学含む。）において履修した授業科目。

３　滋慶選択科目

４　学則の規定による編入学等に伴い、本校の授業を学修したものと同等以上の学力があると認定された授業科目。

５　前各号に掲げるもののほか、各校各学科が別に定める授業科目。（別表）